

山梨県公報

号外第六十一号

平成二十三年
七月十三日

水曜日

目次

教育委員会

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則
……………一

教育委員会

山梨県教育委員会規則第七号

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十三年七月十三日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 努

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

（山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第十三条の表山梨県高等学校入学者選抜制度審議会の項中「山梨県高等学校入学者選抜制度審議会」を「山梨県高等学校審議会」に改める。

（山梨県教育庁組織規則の一部改正）

第二条 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第七号中「山梨県高等学校入学者選抜制度審議会」を「山梨県高等学校審議会」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番